

## 障害者の社会参加を促進する情報・コミュニケーション制度の充実を求める意見書

聴覚障害者は、「聞こえない」、「聞こえにくい」という状況の中、周囲の人たちとのコミュニケーションがとりにくいために、社会生活のあらゆる場面で様々な情報の取得に支障を来している。例えば救急車を呼びたくても119番通報をすることができず、病院においても医師や看護師に症状をきちんと伝えられない場合がある。地震などの災害時には助けを呼ぶこともできず、仮に避難場所へ避難できたとしてもコミュニケーションをとることが難しいため、避難所生活で避難所本部からの連絡等必要な情報を得ることができない場合があると指摘されている。また、日常生活においても、事故や気象状況等により電車が不通になっても、音声情報だけではその事実を知ることができないため、電車を待ち続ける場面も少なくない。

こうした中、平成18年には国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成19年に署名している。同条約では、障害者が自ら選択し自ら決定することが障害者の権利として明記されている。しかしながら、我が国においては、同条約の批准に向けた国内法の整備が進んでいないため、聴覚障害者にとって生活の安全安心が十分に担保されているとは言えないことから、健常者と同じように基本的人権が保障され、自己決定のもと、社会参加できる環境の整備が強く望まれている。

よって、国においては、聴覚等に障害を持つ障害者が健常者と同様に社会参加できるよう手話言語、要約筆記、指点字などのあらゆる言語・コミュニケーション手段と情報を保障する「情報・コミュニケーション法(仮称)」の制定に向けた具体の検討が図られるよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月15日

宮城県議会議長 畠山和純

衆議院議長                   あて

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣